千歲公民館教室受講料返還金支払要項

(目 的)

第1条 この要項は、公民館教室未受講に係る受講料の返還基準等を定めることを目的と する。

(返還金支払の基準)

- 第2条 返還金の支払基準は、次のとおりとする。
 - (1) 教室の主催者又は講師の都合等により開講ができず、代替措置においても対応できない場合
 - (2) 受講者の転勤、転出等止むを得ない事情により受講ができないものと確認された場合
 - (3) 受講者の意思により途中で受講を中止し、残受講回数が二分の一以上ある場合 (返還金支払対象者)
- 第3条 返還金の支払を受けることができる者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 受講者に瑕疵が無く、明らかに返還が適当であると事務局長が承認した者
 - (2) 前号に掲げる者以外のもので、受講者の申し出により、事実の調査確認を行い事務 局長が承認した者

(返還金支払の範囲)

第4条 返還金の支払対象範囲は、未受講となった期間における未受講回数とする。 (返還金の算定)

第5条 返還金の算定は、未受講回数×300円とする。

(返還金の支払決定及び通知)

第6条 返還金の支払決定及び通知は、受講者の申し出等により返還が相当であると承認された後、速やかに行うこととする。

(雑 則)

第7条 返還金の支払いは口座振り込みとし、振込手数料は受講者の負担とするが、要項 第2条第1項第1号に該当する場合は指定管理者が負担する。

(附 則)

この要項は、令和4年8月1日から施行する。